

特集

e裁判

— その展望と課題

「e裁判」という言葉をご存じだろうか。現時点では公に定義されていないが、「訴訟手続等について、情報通信技術(IT)を導入した新たな裁判手続」ほどの意味である。近時、高度情報化社会が進展し、民事訴訟の世界でもIT化が進んでおり、1996年の民訴法改正におけるTV会議システム・電話会議システムの導入がその端緒となった。2001年の「司法制度改革審議会意見書」においても、「裁判所等への情報通信技術(IT)の導入」として、「裁判所の訴訟手続(訴訟関係書類の電子的提出・交換を含む。)、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術(IT)の積極的導入を推進するため、最高裁判所は、情報通信技術を導入するための計画を策定・公表すべき

である。」とされている。

そこで、まず積極的にITを導入し、運用している諸外国のシステムについて、お二人の先生にご執筆いただいた。カリフォルニア州弁護士である鈴木淳司氏には、米国連邦地方裁判所およびカリフォルニア州上級裁判所の状況を、また、当会の新阜直茂会員には、韓国におけるe裁判の実施状況について、それぞれお書きいただいた。その上で、広報室囑託の平岡敦会員にe裁判の概念整理と日本における現状と展望について解説していただいた。わが国における今後の訴訟手続のIT化を考えるきっかけとなれば幸いである。

米国のe裁判の実際について



鈴木 淳司

●Junji Suzuki
カリフォルニア州弁護士

〈略歴〉

1996年 カリフォルニア州弁護士登録
2004年 カリフォルニア州上級裁判所兼任
裁判官任官

現在 マーシャル・鈴木総合法律グループ
(在カリフォルニア州サンフランシスコ
およびシリコンバレー)パートナー

るのかについて考察したい。以下、主に米国連邦地方裁判所およびカリフォルニア州上級裁判所(地方裁判所)における民事訴訟についての現状を取り上げる。

1 はじめに

国土が日本の25倍ほどある米国は、カリフォルニア州だけでも日本と同等の面積があり、裁判出席が当事者、代理人ともに負担となる場合が少なくない。このような背景がある米国ではどのような裁判の電子化が行われてい

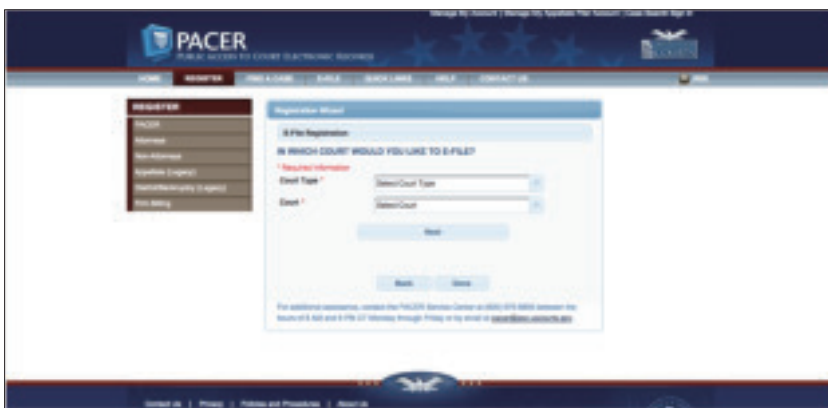
2 裁判手続における書面の電子提出(電子ファイリング)など

1 肯定的評価および否定的評価

米国連邦政府は90年代から「政府情報の電子化」を目指してきた。その流れで、現在連邦地方裁判所において、統一された事件管理システムが存在する*1。CASE MANAGEMENT/ELECTRONIC CASE FILES(事件管理・電子事件ファイル)と呼ばれ、一般的な略称は

*1 <http://www.uscourts.gov/FederalCourts/CMECF.aspx>

「CM/ECF」という。CM/ECFとは別に連邦地方裁判所の裁判電子記録に公的アクセスができるPublic Access to Court Electronic Records、略称「PACER」というシステムがある。PACERは1988年に導入が計画され、1996年に実際に導入された。CM/ECFの導入も90年代後半である。2002年には、PACERとCM/ECFが94ある連邦地方裁判所のうち11、および90ある連邦破産裁判所のうち40で使用が開始された。2007年には全ての連邦地方裁判所において、PACERとCM/ECFが使用されることになった。もともと、これらの電子化の目的は、裁判所職員の仕事を円滑化することだったが、現在では実務家や公衆一般も利益を享受している。



PACER内部にあるCM/ECFの登録申請ページ

裁判記録を電子化しようという動きの中で、主な批判としてはシステムの不正侵入にさらされる危険があること、一部の機密とされた書類が不正に公にされてしまうこと、裁判所に提出した書類の受理を電子的にどのように確認するのか方法論が不十分ではないか、裁判所の決定、裁判官の命令等に必要な署名等も電子的に行われるもので不十分ではないか、インターフェースが使いにくい、などがあった。しかし、システムが始動すると、裁判所だけでなく使用する者全般にとってのメリットが大きく、さらにシステムも毎年ヒアリングなどを行い実務家や一般の意見を取り入れてより良く安定したシステムに育ってきたため、批判は収束に向かったとよい。

裁判記録の電子化は裁判所職員の仕事を大

きく変えた。紙の書類の受理、管理、保管などの作業が不要になったため、他の裁判所業務に集中できる。裁判所内で書類の紛失や毀損もなくなる。裁判所全体で情報を共有できる。そして、多数の関係者が絡むアスベスト訴訟などの処理を容易にする、といったメリットが生じた。実務家にとっても、事務所内で情報を共有するのが容易になり、時と場所を選ばずに、裁判所の書類にアクセスできる。事件記録のコピーもダウンロードで済む。裁判所に提出する際に無駄なコピーを取らなくてもよい。事件記録の紛失も防げる。弁護士と顧客がすぐに情報を共有することができる。書類の提出も24時間可能なので、昼に忙しい弁護士や顧客にとって夜までゆっくり内容を

練ることも可能である。また、容易に多数の当事者と裁判上のやりとりが可能になる。このようにメリットは多岐にわたる。また顧客が米国外にある会社や個人であっても、どのように事件が進行しているのかすぐに分かるので、弁護士と顧客の裁判の進行についての情報共有が容易になった。さらに、他の事件

の情報も閲覧できるので裁判を提起し、弁護士活動をするに際して、裁判官の訴訟指揮の傾向、類似案件の進行具合の把握、事件進行の予測などに使う。また、場合によっては会社や個人のバックグラウンドチェックなどにも利用することがある。相手方弁護士の仕事の評価をできる場合もある。

裁判記録の公的なアクセスを提供するPACERについては、従来アメリカでは裁判記録は特段の秘匿や機密と裁判所から指定されていない限り無料で閲覧は可能であった。そこで、PACERを使用して一部資料をダウンロードすることを有料化するのは、公的な記録のアクセスを妨げる要素であるという批判があった。しかし、裁判所から出される判決文等は無料とし、ダウンロード等も紙の複写より安く提供する形でサービスを続けている。

2 連邦地方裁判所

(1) CM/ECFによる訴えの提起および 訴訟の管理

CM/ECFの利用義務付けについては、破産事件を除き、連邦地方裁判所の統一規則はなく、各裁判所または、各裁判官のローカル・ルールによる。

連邦地方裁判所カリフォルニア北部地区のウェブサイトによるとほぼ全ての管轄事件でCM/ECFが導入されている。CM/ECFを利用するには事前に裁判所に利用許可を得て、ユーザー名およびパスワードを入手する。例外はあるものの原則として弁護士であれば、裁判所から包括したアクセス権を得ることができる*2。当事者であれば、関係事件担当の裁判官の許可を得て、その事件に限りアクセス権を得ることができる。破産事件については、弁護士も破産裁判所の指定する3時間ほどのトレーニングに出席しなければ、EC/ECFのアクセス権を得ることができない。

CM/ECFのアクセス権を得れば、訴えの提起もウェブサイト (<http://www.cand.uscourts.gov/ecf/case-opening>) を通して行うことができ、訴えの提起後、書面の提出などの事件管理、裁判所からの決定、一般的な通知などもウェブサイト (<http://www.cand.uscourts.gov/cm-ecf>) を通して行う。

(2) CM/ECFの具体的活用

近年私がかかわった連邦地方裁判所の全ての事件で、民事、刑事を問わずCM/ECFを利用している。ほぼ全ての事実審前の書面の提出および送達、各種申立て、申立てに対する裁判所の判断、証拠開示手続全般はCM/ECFによって

行っている。例えば (1) 相手方弁護士が行う所属事務所の変更通知、(2) 裁判所からのシステム・メンテナンスに関する通知、(3) 異議申立てを認める命令書、(4) 裁判所からの書記官、リサーチ担当弁護士募集の広告など多岐にわたる。

また、複数の弁護士やアシスタントの電子メールを書面ファイリングに登録することができるため、法律事務所内の事件管理や事件に関する情報の共有が容易になった。CM/ECFの使用は原則無料であり、CM/ECF上にある書面の閲覧は事件関係者であれば一度目は無料、二度目からも1ページ10セントで最高一書面につき3ドルを支払えば閲覧が可能になっている。一度閲覧した時にダウンロードすれば、コストはかからない。

Date Filed	#	Docket Text
01/11/2008	<input type="checkbox"/>	COMPLAINT against Jimmy Defendant and Johnny Smith \$ 350, filed by Donald Dewey. (Attachments: # 1 Civil Cover Sheet) (Dewey, Donald) (Entered: 01/11/2008)
01/11/2008	<input type="checkbox"/>	Summons Issued as to Jimmy Defendant and Johnny Smith. (Dewey, Donald) (Entered: 01/11/2008)
01/11/2008	<input type="checkbox"/>	Notice of Related Case Assignment/Designation (Clerk, Joe) (Entered: 01/11/2008)

CM/ECF内部にある具体的な事件ファイルの内容サンプル

(3) PACER

PACERも各裁判所がローカルルールによって、情報をメンテナンスしている。原則とし



PACERの裁判書類検索画面

*2 E-Filingシステムを使用する者の資格については以下のサイトに記載がある。
http://www.cand.uscourts.gov/ecf/account_setup#question_0 <http://www.cand.uscourts.gov/ECF/proseregistration>

て、裁判所の機密保持命令が無い限り、裁判記録は公的記録として一般に公開されている。当事者や代理人でなくても、一般人が事件の内容を閲覧することが可能である。ただし、原則としてCM/ECFと同様の費用の支払いが必要となる。記録閲覧のための登録をするときには、クレジットカードの登録が推奨されている。登録は、ウェブサイト (<https://pacer.psc.uscourts.gov/pscof/registration.jsf>) を使って行う。登録後、事件番号または、当事者名で検索が可能であり、該当する事件の書類を選んで閲覧またはダウンロードすると、料金が発生する。

3 カリフォルニア州上級裁判所

カリフォルニア州は58の郡（日本の県に類似）があり、郡単位で独立した書面の電子ファイリングシステムを構築している。州内裁判所の全体的な統一はされていないが、書面の電子ファイリングについては、各裁判所のウェブサイトで詳細に記述されている。

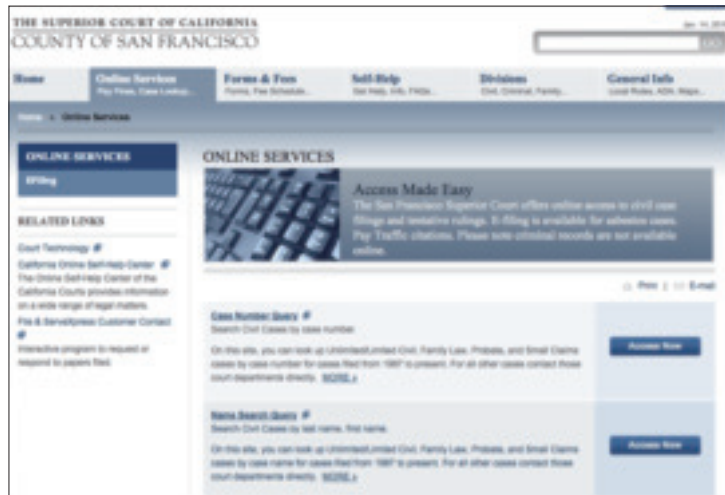
(1) サンフランシスコ郡

本稿執筆時点で、(1) アスベスト関連訴訟、(2) 相続関連訴訟、(3) 複雑訴訟 と分類される訴訟において、当事者訴訟を除き、訴えの提起以降の書面提出は電子ファイリングが強制されている。

サンフランシスコ郡の電子ファイリングは裁判所より指定された外注業者であるファイル・アンド・サービス社という業者のウェブサイトを通して行うことが義務付けられている (<http://www.fileandservexpress.com/>)。外注に出すことで、効率化を図っている。ハードウェアさえ用意できていれば、簡単なウェブサイト上の情報操作によって電子ファイリングを可能にしている。業者を使った書面の電子的提出は一件7ドル、そして、電子的に提出済みの書類の送達については、送達先の数にかかわらず一件8ドルとなっている。1件

の書面を電子的に提出するのに必要な時間は5分から15分程度とされている*3。

電子ファイリングされた書類も含め、サンフランシスコ郡の州上級裁判所に係属している事件は、一般に無料で裁判資料の閲覧が可能となっている (<http://www.sfsuperiorcourt.org/online-services>)。



サンフランシスコ地裁の事件閲覧画面

(2) オレンジ郡（ロスアンジェルス近郊）

オレンジ郡を管轄する州上級裁判所においては弁護士が代理をして訴えを提起する場合には原則として電子ファイリングが強制されている。ただし、サンフランシスコ郡と同様に、裁判所が指定する業者を通す必要がある*4。私が所属する事務所では通常ワン・リーガル社を利用している (<https://www.onelegal.com/>)。料金についてはファイリング対象書面の枚数によって値段が変わる。例えば、15頁までの書面は約40ドル、50頁だと約85ドルとなっている。コスト面を考えるとサンフランシスコ郡よりも、かなり高額になる。一度業者を通して提出された書面については裁判所のサイト (<https://ocapps.occourts.org/CourtIndex/>) において有料で閲覧が可能となっている。費用については詳細に決まっていて、数十ドル単位となる (<http://www.occourts.org/general-public/fee-schedule/index.html>)。

*3 カリフォルニア州上級裁判所サンフランシスコ郡の電子ファイリング概要 <http://www.sfsuperiorcourt.org/sites/default/files/images/EfilingFIN.pdf>

*4 カリフォルニア州上級裁判所オレンジ郡の電子ファイリング概要 <http://www.occourts.org/online-services/efiling/efiling-civil.html>



ワンリーガル社のログイン画面

関与する全ての当事者および代理人が理論的に全員電話でスタンバイをしなければならない。このような状況に対するシステムを外注するのである。また、将来のビデオ出廷システムなども念頭において外注している。

電話出廷をする場合、コート・コールに電話をするか、同社のウェブサイト上から、ログイン名、パスワードなどを取得した上で、オンラインのフォームを使って依頼する。出廷当日、電話出廷依頼をした弁護士が、コート・

コールが指定した日本でいうと0120のような無料の番号に電話をする。そして、オペレーターを通して、裁判所の電話会議システムにつながる。各弁護士は電話でスタンバイをしていて、裁判所から事件名が呼ばれると、電話を通じて出廷する。出廷が終わった場合には、電話を切ればよい。

3 裁判における電話の使用について

1 カリフォルニア州上級裁判所

カリフォルニア州内の民事訴訟においては電話出廷が幅広く認められている（カリフォルニア州民事訴訟法367.5条以下）。(1) 証言を要する審理、(2) 保全処分、(3) 裁判上の和解調停、(4) 事実審進行手続会議、(5) 証拠排除処分（カリフォルニア州上級裁判所規則第3.670条（e）項（1）号）など一般的に要証事実の判断に関連する場合、出廷が強制されているが、その他の手続では広く電話出廷が認められている。

電話での出廷を行う当事者代理人は、実際の電話出廷の2日前までに相手方代理人および裁判所に電話出廷をすることを通知する。費用は各出廷につき86ドルを外注業者に支払うことになっている。

シリコン・バレーを抱える北カリフォルニアのサンタ・クララ郡では、裁判所のウェブサイト上で電話出廷についての詳細を公開している（http://www.sccourt.org/court_divisions/civil/civil_rules/civil_rule11.shtml）。外注先はコート・コール社である（<http://www.courtcall.com>）。裁判所が電話会議のセットアップについて外注にする理由として、例えば朝9時の出廷に20件以上の事件が同時に呼ばれることがある。そして、事件に

2 連邦地方裁判所

現在、連邦地方裁判所では統一された電話会議に関する法律、裁判所規則はない。通常、裁判官が自分の法廷内のルールを設定し、その裁量は広汎である。

具体例として、私が担当した労働訴訟における事実審前会議（Pre-trial Conference）において、電話会議についての取り扱いが決められた。代理人が裁判所の所在する郡以外の場所から出廷しなければならない場合、出廷がある毎に、裁判官の書記官に電話をし、裁判官の了解をとる。その上で、裁判所に指定された電話番号に出廷時間までに電話をし、実際に事件が呼ばれるまでは待機する、と命令された。

4 おわりに

本来であれば、ビデオによる尋問など証拠開示手続等の電子化も紹介したいが紙面の都合があり割愛する。今回は主に裁判所のファイリングシステムについてご紹介した。 ■

韓国におけるe裁判の実施状況について



新阜 直茂 (60期)
●Naoshige Niioka
当会会員

〈略歴〉
平成20年～
当会司法制度調査会
平成23年～
日弁連民事裁判手続に関する委員会
平成24年～
日弁連民事司法改革推進本部

本稿では、韓国におけるe裁判の実施状況についてご説明いたします。なお、本稿は、平成25年9月2日から2日間にかけて、日弁連の調査団において、韓国のソウル北部地方法院、ソウル行政法院および2つの法律事務所（津村法務法人、和友法務法人）を訪問して調査した内容を基礎としています。

1 法整備・運用状況

韓国においては、平成22年に「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律」が制定され、e裁判を実施するための基本的法整備がされました。

その上で、平成22年4月には、特許法院（日本の知財高裁に相当）において先行してe裁判の運用が開始され、平成23年5月からは民事訴訟事件全般について、平成25年1月からは家事事件および行政訴訟事件について、それぞれ正式な運用が開始されました。また、平成26年4月からは破産・再生事件についても運用が開始されており、平成27年3月からは執行・非訟事件についても運用が開始される予定です*1。

2 e裁判システムの概要

韓国のe裁判システムは、ウェブブラウザ

（Internet Explorerなど）を使用し、電子訴訟専用のウェブサイト*2（以下「電子訴訟サイト」といいます。）にアクセスすることにより利用可能です*3。なお、平成25年7月からは、モバイルアプリケーション（iOSとAndroid）も配信されており、スマートフォンやタブレットで、訴訟記録の確認等ができるようになりました。

また、韓国のe裁判システムは、韓国国内で単一のシステムとなっており、米国のように州（地域）ごとにシステムが異なっているということもありません。

電子訴訟サイトでは、利用ガイドやFAQ、動画解説などのユーザーサポート体制が整備されています。



電子訴訟サイトのトップページ*4

3 e裁判手続の概要

以下では、通常の民事訴訟事件を念頭に、手続の流れに沿って、e裁判手続の概要をご説明いたします。

1 ユーザー登録

まずe裁判システムの利用を開始するためには、ユーザー登録を行う必要があります。ユー

*1 本稿執筆時の平成27年1月現在は未実施。

*2 <http://ecfs.scourt.go.kr>

*3 パソコン用の専用アプリケーションも用意されています。

*4 本文中で使用した画像（写真を除く。）は、全て電子訴訟サイト（ユーザーガイドを含む。）からの引用です。

ザー登録は、電子訴訟サイトを通じて電子的に行うことができます。

(1) 公認認証書

ユーザー登録を行うには、本人確認のため、韓国において整備されている公的電子認証システムに準拠した「公認認証書」が必要となります。

この公認認証書は、日本でいえば国税電子申告 (e-Tax) などで利用されている「電子証明書」とほぼ同様のものです。ただし、日本では電子証明書はあまり普及していないのに対し、韓国ではネットバンキングやネットショッピングなどで広く国民に普及しているようです。

なお、公認認証書は、書面 (紙) や磁気カード等の有体物として発行されるものではなく、電子ファイルとして発行されます。そのため、公認認証書の発行を受けた者は、このファイルをハードディスクやUSBメモリに保存し、独自のパスワードを設定することにより、他人がアクセスできないよう保持する必要があります。



公認認証書による認証画面

(2) ユーザーの種類

登録できるユーザーの種類には、大まかに分けて、①全国民が行うことのできる当事者本人としてのユーザー登録と、②弁護士、法務法人 (日本の弁護士法人に相当) 等の訴訟代理人が行うことのできる代理人としてのユーザー登録があります。代理人ユーザーとしては、弁護士本人だけでなく、弁護士を補助する事務職員としても登録をすることができます。事務職員として登録すると、弁護士本人の電子認証が必要な行為 (訴状や準備書面の提出行為等) 以外の事務作業は、その事務職員において行うことができます。

ユーザー登録を行うと、IDとパスワードが発行

されます。IDとパスワードだけでもe裁判システム内の記録の閲覧等はできますが、電子認証が必要な行為については公認認証書が必要となります。

2 電子訴訟の選択

(1) 原則として任意選択

e裁判を利用するか否かは、原則として、当事者 (原告または被告) が自由に選択することができます。電子訴訟が強制されている国もありますが、韓国では日本と同様に本人訴訟が可能であり、IT技術に不慣れな国民の裁判を受ける権利への配慮から、このような取扱いがされているものと思われます。

(2) 片面的電子訴訟

当事者のどちらか一方がe裁判システムの利用を選択すると、その訴訟はe裁判システムを利用する訴訟 (電子訴訟) となります。ただし、電子訴訟を選択しなかった当事者は、従来どおり、紙媒体を利用して訴訟を行うことができます。このような一方当事者のみが電子訴訟を利用する場合は「片面的電子訴訟」と呼ばれています。

片面的電子訴訟の場合、電子媒体による記録と紙媒体による記録とが併存することとなれば、記録管理がかえって複雑化してしまいます。国によっては、このような弊害への対策として、代行業者を通じて記録を電子化する国もありますが、韓国では、その作業は裁判所の役割となっています。すなわち、電子訴訟を選択しなかった当事者から提出された書類は、裁判所が全て電子化し、e裁判システムに登録されるのです。

(3) 国や地方公共団体等の同意義務

先ほど、電子訴訟の選択は原則として当事者の自由であると述べましたが、これには例外があり、国や地方公共団体等には同意義務があります。これは、国等であれば、e裁判の利用が技術的に困難という事態が想定されないためと考えられます。このような仕組みがあるため、国等が被告となる行政訴訟の新受事件は、一部の例外を除き全件が電子訴訟 (少なくとも片面的電子訴訟) となっているようです。

(4) 事前包括同意

電子訴訟の選択は、原則として事件ごとに行われますが、1年間全ての訴訟を電子訴訟で行う

という包括的同意を事前に行うこともできます。

3 訴え提起

(1) 訴状等の作成および提出

電子訴訟を提起するためには、電子訴訟サイトでログインし、e裁判システムの画面を操作して訴状等を作成します。

訴状を提出するためには、e裁判システムの提供するフォーマットに従って、事件名、訴額、管轄裁判所、当事者・代理人情報、請求の趣旨および原因等を入力します。請求の趣旨および原因については、①e裁判システムに設けられた入力画面に直接入力する方法と、②ワープロなどで作成した文書ファイルを登録する方法があります。いずれの場合も、正式に提出される段階で、システム上でPDFファイルに変換されます。



訴状作成画面(請求の趣旨の入力画面)

証拠(書証)は、スキャナ等で電子化し、e裁判システムにアップロードします。元々電子的に作成された証拠(例えばデジタル動画など)は、ファイル形式が適合していればそのままアップロードすることができます。

訴状委任状は、書証と同様に、スキャナ等で電子化したものを提出します。

最終的に訴状や証拠書類等を提出するためには、これらの文書ファイルに提出者である代理人(本人訴訟の場合には本人)の公認認証書による認証処理を行います。

(2) 訴訟費用の予納

訴訟費用は、振込、クレジットカードなどにより電子的に納付することができます。なお、電子訴訟を利用すると、印紙代が1割引となるようです。

4 送達

訴状の送達は、被告が事前包括同意をしている場合や、国等の同意義務者が被告となる場合は、電子的方法により行われます。それ以外の場合には、被告が電子訴訟に同意するかどうか不明なため、裁判所が訴状をプリントアウトし、従来どおりの紙による送達がされます。訴訟係属後の送達については、電子訴訟に同意した当事者には、電子的方法により行われます。

電子的方法による送達は、あらかじめ登録したメールアドレス等に通知が届き、e裁判システムにアクセスして記録を閲覧することにより完了します。もちろん受領書の返信は不要です。なお、当該通知がされてから1週間が経つと、記録を閲覧しなくても、送達がされたものとみなされます。

5 訴え提起後の訴訟進行

(1) 準備書面の提出等

訴え提起後は、訴状と同様の要領により、答弁書や準備書面、書証等の文書を、e裁判システムを通じて提出し、争点整理が行われます。なお、e裁判システムに登録しなければ提出の効力が生じないため、期日に紙を持参しても陳述することはできないそうです。

(2) 訴訟記録の閲覧・謄写等

e裁判システムに登録された文書は、裁判官および当事者・代理人が自由に閲覧することができます。裁判官によると、記録は紙にプリントアウトして検討することも可能とのことですが、ペーパーレス化の観点から、基本的にはパソコン画面で記録を検討するようにしているそうです。電子記録にはそのユーザーにしか見えない付せんやメモ等を付けることもできます。

記録の閲覧は365日24時間可能であり、閲覧およびプリントアウトはいずれも無料です。このような取扱いは、現在の日本における記録の閲覧謄写の手間と費用を考慮すると、かなり画期的なシステムと言えそうです。

なお、電子記録は、事件の終了後も永久保存されます。

(3) 期日管理等

電子訴訟サイトには、ユーザーごとにマイペ

ージが用意されており、現在係属中の電子訴訟の件数や事件の一覧等を確認することができ、ここから個別事件の記録にもアクセスすることができます。



マイページ画面

(4) 口頭弁論

法廷には裁判官・当事者毎にパソコンが設置されており、そのパソコンでe裁判システムに登録された記録を閲覧しながら弁論を行います。弁護士によると、法廷に持参する書類が大幅に削減できたそうです。



法廷内に設置されたパソコン

6 判決

判決文も、訴状や準備書面と同様に、電子ファイルとして作成され、裁判官による電子認証がされたファイルが判決文の原本となります。判決文はe裁判システムに登録され、当事者および代理人は、自由に判決を閲覧できます。

ただし、当事者以外の一般国民を対象とした判決公開システムは、e裁判システムとは別のシステムとなります。韓国では、刑事事件に関し

ては全判決文*5が一般公開されていますが、民事判決に関しては、日本と同様に、全判決文が公開されているわけではなく、先例的価値があると判断された判決文のみが一般公開されているようです。

4 まとめ —効果と課題—

韓国におけるe裁判の導入は、民事裁判制度の一部に留まるものではなく、制度全体に及ぶものです。使い勝手に対する裁判官と弁護士の評価も高く、本調査時点では大きな問題点は生じていないようでした。

e裁判導入による効果として、裁判官は、審理の迅速化・充実化を挙げていました。e裁判の導入により、簡易かつ迅速に必要な記録にアクセスできることが大きなメリットとしてとらえられているようです。他方で、弁護士は、記録の提出・管理の簡便さを挙げる方が多いように感じました。これまで紙で作成・提出・管理していた訴訟記録が電子化されたことにより、ペーパーレス化、省スペース化、コスト削減等に大きく寄与しているようです。

個人的には、訴状等を電子的に提出することができるという仕組みもさることながら、24時間365日訴訟記録が無料でどこからでも閲覧できるという仕組みに衝撃を受けました。このような制度が日本にも導入されれば、事件処理や記録管理のあり方など、弁護士業務にも大きなメリットとインパクトを与えることは間違いないと思われます。

もっとも、その一方で、e裁判の導入によるデメリットや課題についても慎重に検討する必要があります。日本への導入にあたっては、そのための法整備やシステム構築が必要となるだけでなく、韓国との比較という意味では、電子証明書の普及度や片面的電子訴訟を導入した場合の記録の電子化の問題など、日韓での社会的基盤や裁判制度・実務の相違点等について慎重に検討する必要があるものと思われます。

*5 ただし、仮名処理がされています。

日本におけるe裁判の現状と展望



平岡 敦 (55期)
●Atsushi hiraoka
当会会員

〈略歴〉
平成15年～ 日弁連弁護士業務改革
委員会ITプロジェクトチーム
平成24年～ 日弁連民事司法改革
推進本部

米国と韓国におけるe裁判の進展状況が報告されたが、日本ではどうだろうか。以下e裁判に関する概念を整理した上で、その状況と展望について報告する。

1 e裁判の概念整理

まず、e裁判とはいかなる概念なのか整理する。e裁判は以下の3つの要素から成る。

e事件管理 (e-Case Management)

e提出 (e-Filing)

e期日 (e-Court)

e事件管理 (e-Case Management) は、事件名、当事者、請求内容、書面や証拠の標目、期日等の訴訟に関する各種情報をデータベースで管理し、裁判官、当事者、代理人などが閲覧できるシステムである。

e提出 (e-Filing) は、書面と証拠をコンピュータにより取扱い可能なWord、PDFなどのファイルの形で作成し、ネットワークを通じて提出するシステムである。提出された書面と証拠は、e事件管理システムにより管理され、裁判官や当事者、代理人によって閲覧される。

e期日 (e-Court) は、従来、裁判官と当事者・代理人が実際に出廷して運営されていた口頭弁論や弁論準備などの期日を、電話やテレビ会議などを介して開催するシステムである。

これら3つの要素は、相互に関連しながらe裁判という1つのシステムを構成する。

2 日本の現状

左記のe裁判の各要素について、そのメリットと日本の現状を整理する。

1 e事件管理 (e-Case Management)

米国・韓国では、e事件管理システムが利用されている。自分が関与している係属事件の一覧が閲覧でき、各事件の書面・証拠の一覧・内容を確認できる。また、各事件の経過、今後の期日、提出すべき書類などを確認できる。判決や決定の内容も確認できる。これにより事件の進行管理が明確になり、当事者に対する事件処理の透明性が向上する。

日本では、裁判所内部ではe事件管理システムが整備されているようであるが、当事者や代理人はアクセスできない。

2 e提出 (e-Filing)

米国・韓国では、当事者や代理人が書面や証拠をファイルでネットワークを介して提出できる。これにより24時間いつでも迅速に提出が可能となるほか、提出した書面や証拠が裁判所のシステムで管理され、閲覧やダウンロードが可能となるので、書面の管理が容易になり、紛失の危険性を削減できる。また、重い書面を持ち歩く手間も省ける。コピー&ペーストにより相手方書面の活用も容易になる。e提出を使うことで印紙代の軽減措置が執られる場合は、印紙代の節約にもなる。

このようにメリットの大きいe提出であるが、日本ではわずかにファクシミリによる提出が認められているくらいで、全く導入されていないと言える。

e提出についてはセキュリティ上の問題がある。しかし、マイナンバー制度に基づいて本年10月から利用可能となる個人番号カード内に格納される電子証明書によって認証を行うことで、なりすまし等の危険は可及的に回避できる。また、仮になりすましにより書面が提出されても、真の当事者が陳述しなければ済むので、それほど大きな弊害とはならないものと思われる。

e提出は、破産や家事事件など比較的定型的な入力項目の多い手続では記載漏れを防ぐなど大きな効果を有する。また、非定型的な民事通常事件でも、典型的な訴訟類型については、訴状の提出に加えて、要件事実および関連する証拠を入力フォームから入力させ、システムでチェックすることで、必要な主張がなされず訴訟が遅延・混乱することを未然に回避することができる。

3 e期日 (e-Court)

米国では電話による弁論が積極的に活用されている。しかし、韓国では電話による弁論や弁論準備は一切行われていないようである。

この点は、日本にも一日の長がある。15年以上前から電話による弁論準備が実現しているし、平成25年に施行された家事事件手続法ではテレビ会議により双方が対席していなくても手続を進めることが可能となった。

これを一步進めて民事通常事件でもテレビ会議による期日を可能とすることで、期日前後の法廷までの往復時間を考慮することなく期日指定が可能となるので、より柔軟に期日が入り、訴訟期間が短縮されることが予想される。もちろん尋問や証拠確認、和解など対面しなければならない事項は今までどおり法廷で行う。しかし、弁護士の実感として多くの期日は法廷に行かずともテレビ会議で実施可能である。5分で終わる期日に往復で合計1

時間かけて法廷に行く手間が省けるメリットは大きい。

3 日本の展望

以上見てきたように、e裁判の諸制度はいずれも導入されることで訴訟制度の向上に資するところ大であるが、日本の現在の訴訟制度に最も親和性があるのは既に部分的に導入されているe期日である。e期日は訴訟期間の短縮に大きな効果が予想されるので、まずはe期日の導入・拡大を図るべきである。

e事件管理とe提出は相乗効果を有する制度であるから、同時に導入を目指すべきである。ただし、e提出の実現のためには比較的大規模なシステム開発が必要である。そこで、まずは電子メールによる書面・証拠の提出を実現してはどうだろうか。これによりファイルによる記録管理・利用の経験を積むことができる。また、e提出の多くのメリットはこれで実現できる。主張書面および証拠をファイルでやり取りするようになれば、裁判所、原告および被告のいずれもが各自全ての記録をコンピュータ上で管理するようになる。そうすると、紙で管理することに比べれば各段に管理コストを低減できるはずである。また当事者にとっては大部の紙の記録を持ち運ぶ手間と労力、そして紛失のリスクを回避できる。

メール誤送信などのリスクに備えるためには、事件開始時に裁判所が事件毎のパスワードを設定し、当事者に告知する。当事者はそのパスワードにより書面等のファイルにロックを掛け、その上で電子メールに添付して送信することで、仮に第三者が受信しても添付ファイルを見ることはできない。

 NIPA